

突然のダイレクトメール失礼致します。

フィリピン人技能実習生

に興味はございませんか？

宿泊業における技能実習の実施について

資料8

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用される。）
- 今般、（一社）宿泊業技能試験センターが宿泊技能実習評価試験を整備し、宿泊職種は、令和2年2月25日に「技能実習2号移行対象職種」に追加され、通算3年間の実習が可能となった。

宿泊職種における実習内容

[第1号技能実習]

上司の指示を受けて以下の作業等ができる。

利用客の送迎作業



滞在中の接客作業



会場の準備・整備作業



料飲提供作業



利用客の安全確保と衛生管理



安全衛生業務



[第2号技能実習]

1号の作業等を主体的にできることに加え、応用が効いた以下の作業等ができる。チェックイン・チェックアウトの作業は上司の指示を受けて作業等ができる。

利用客の送迎作業



チェックイン
チェックアウトの作業



滞在中の接客作業



会場の準備・整備作業



料飲提供作業



利用客の安全確保と衛生管理



安全衛生業務



当組合では英語でコミュニケーション可能、そして陽気で勤勉なフィリピン人技能実習生の受入れをしております。

ホテル業務経験者や、ベッドメイキングを目的とした（ビルクリーニング）技能実習生の受入れも可能です。

少しでも興味がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。